

log ab # 2620

KAY A.

昭和十三年八月十日

映画輸入許可見込書

大藏省為替局長 中村 孝次郎 印

日本アメリカ映画協会代表者

ミカエル、エム、ハージャー 殿

昭和十三年五月二十八日付久保久治氏ヲ介シ願出相成届候米國映画ノクレジット
輸入ニ関スル件在米ノ條項ニ依リ承認可相成見込ニ有之
右及通知候也

記

- 一、昭和十三年未迄ニプリント・コスト 最高三万五千円ヲ限度トシテ(本金額ハ将来本邦買
易ノ推移如何ニヨリ協議ノ上ニ変更スルコトアルベシ)映画ヲ輸入シ得ルコト但シ一吹ノ
最低價格ハ一仙ニトス
- 二、右映画ノ輸入時期及數量ニ関シテハ毎月一輸入予定計畫表ヲ各前月末迄ニ提出シ
当局ノ承認ヲ受クルコト
- 三、右映画ノ輸入ニ付テハ各業者ニ於テ輸入ノ都度昭和十三年大藏省令第一号第一
条又ハ第四條ノ二ノ規定ニ依ル許可ヲ受クルヲ要スルコト
- 四、本邦現下ノ非常時局ニ適應セザルカ如キ種類ノ映画ノ輸入ハ之ヲ許可セザルベキコト
- 五、輸入映画ノ上映ヨリ收得スル権利金ハ昭和十三年未迄ニ三百万円(昨年九月ヨリ

1989

本年五月十五日迄ニ累積シタル未送金取利金約二百萬圓ヲ含ムル程度トシテ横濱正
 金銀行經由之ヲ米圓ノ送金シ得ルニト
 又右取利金ノ送金ノ時期回数及右回ノ送金額ニ付テハ請入送金予定表ヲ提出シ當
 面承認ヲ受クルニト
 又右取利金ノ送金ニ付テハ其ノ都度右業者ニ於テ昭和八年大藏省令ヲセテ三系ノ
 規定ニ依ル許可ヲ受クルヲ要スルニト
 八右許可ヲ受ケテ送金シタル金額ハ之ヲ米貨ニ換算シ横濱正金銀行香港支店ノ無
 利子預金トシテ送金手續終了後滿三年ヲ経ルニ非カレバ受取入ノ支拂ニ得ルニト
 九取利金ノ收得額ガ本年末ニ至リ三萬萬圓ニ達セザルトキハ送金ノ許可ハ右收得金額ノ範
 圍ニ限ラレニト
 一〇右業者ハ收得権利金ニ関シ昭和十三年五月十五日及七月末日現在高ク直ニ同年八
 月以降右同末日現在高ク翌月十日迄ニ並法當向ニ報告スルニト但シ銀行預金ニ付テ
 ハ預入先銀行ノ証明ヲ出スルニトヲ要ス
 一、右業者ガ外國為替管理法及ハ前各項ニ違背シタル場合其ノ他不都合ノ所為ア
 リタルトキハ本件承認ハ取消ナルベキニト
 二、輸入賦課ノ因輸出、本店負担金並生ファイルノ供給ニ関スル希望事項ハ本件
 承認ニハ關係ナキモノトスルニト

以上